

東海市森林整備計画について (資料 3-1)

1 市町村森林整備計画とは

市町村森林整備計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、市町村が、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、森林施業の標準的な方法及び森林の保護の規範等の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想である。

地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするものである。

2 森林の現状と課題

東海市の森林面積（地域森林計画対象森林）は62.19haであり、うち53.21haが天然生の針葉樹と広葉樹、人工林面積は4.97haと、ごく小面積のものが各地に点在する形で分布している。人工林率は約8%と県平均に比べて非常に低い。

このような森林の現状から、市内全域において木材生産を目的とした林業経営は行われておらず、森林の多くが放置された状態である。しかし、森林は環境を保全するうえでも重要であり、本市としても今後も森林を整備・保全していくことが課題である。

3 森林整備の基本方針

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、山腹の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、土留等の施設の配置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	自然条件や市民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図るとともに、森林整備における地域住民の参画を得るなど、市民に開かれた里山林の整備を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

生物多様性保全機能	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などについては、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地元の住民に対する森林保全意識の啓発を図るためにも、地域住民参加型の施業を行えるよう、関係各方面と調整をとるよう努める。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

区分	森林の区域	面積(ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8林班	5.14
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6林班	6.35

生物多様性保全機能については、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

5 森林病虫害の駆除及び予防の方法

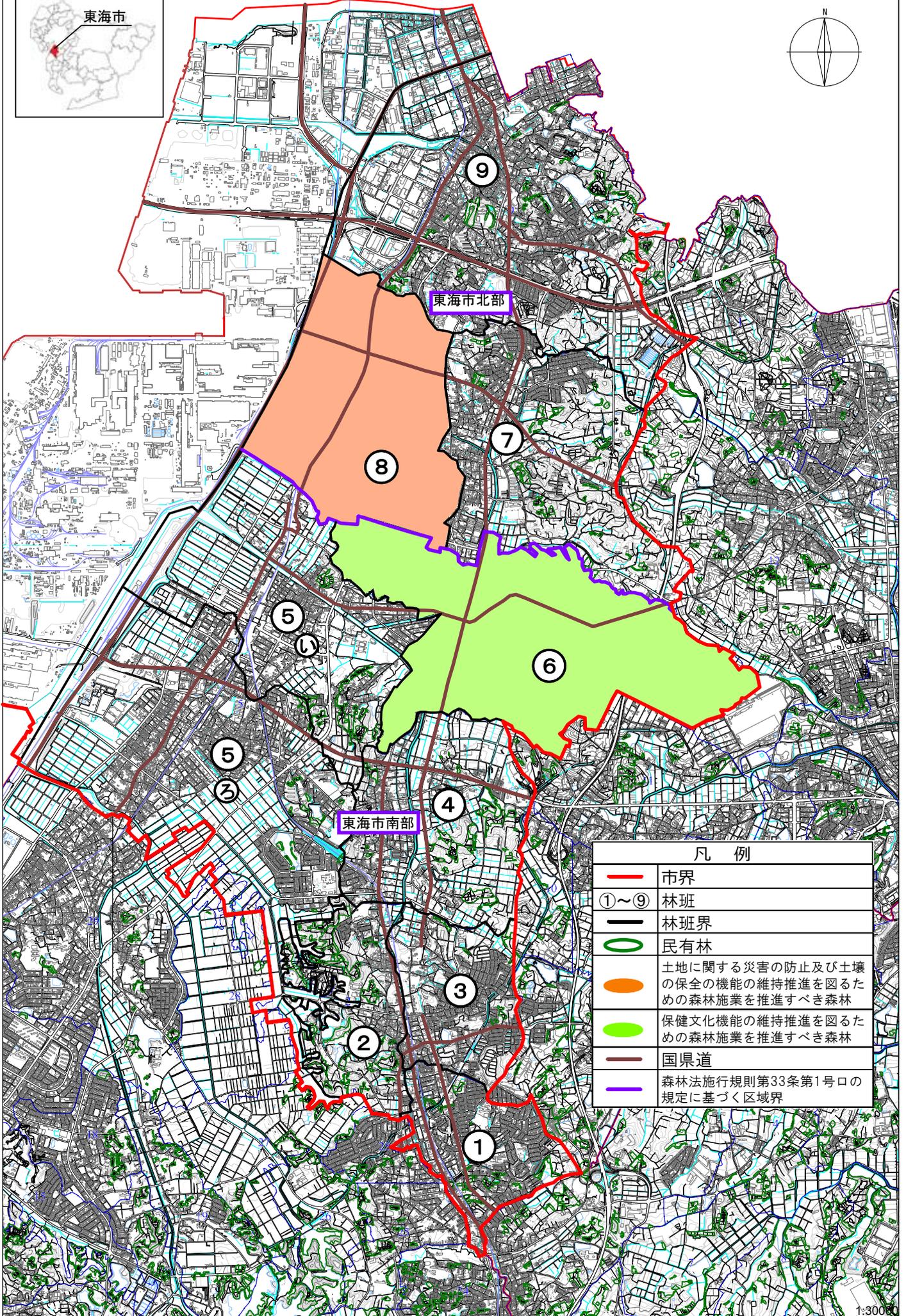
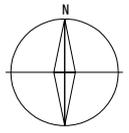
森林病虫害による被害については、その早期発見及び早期駆除に努めかつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。特に、松くい虫の防除については、森林病虫害等防除法に基づき、樹幹注入、特別伐倒駆除等の施策により、被害の早急な終息をめざす。

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

6 変更について

上位計画である愛知県の尾張西三河地域森林計画が、令和7年度に現況調査の結果等から、対象森林の区域の縮小等の変更を行うことから、これに適合させるため、東海市森林整備計画の一部変更を行うもの。

森林整備計画概要図



凡例	
	市界
	林班界
	民有林
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健文化機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林
	国県道
	森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域界